

【ロシア】インターネット規制を強化する法改正

海外立法情報課 小泉 悠

* インターネット規制の更なる強化を図る法律が成立し、アクセス制限を受けたサイトでも閲覧できるソフトウェアの提供や広告が禁止された。

1 法律改正の背景

2017年7月29日連邦法第276号「連邦法「情報、情報技術及び情報保護について」の改正について」（以下「インターネット規制強化法」という。）（注1）が成立し、2017年11月1日から施行されることとなった。これは2006年7月27日連邦法第149号「情報、情報技術及び情報保護について」（以下「情報法」という。）（注2）を改正するものである。このインターネット規制強化法により、情報法第15条に補足条項第8号（第15⁸条）「ロシア連邦の領域内においてアクセスが制限されている情報手段及び情報通信網に対するアクセスを可能とする情報通信網及び情報手段がロシア連邦の領域内において使用されることに関する対策」が盛り込まれた。第15⁸条第1項は、ロシア連邦の領域内においてアクセスの制限された情報通信網及び情報手段（インターネット上のサイト及びページ、情報システム、電子計算機用プログラム）へのアクセス手段（以下「違法アクセス手段」という。）を利用できるようにしてはならないとしている。

ここでいう違法アクセス手段とは、ヴァーチャル・プライベート・ネットワーク（VPN）を指す。これはインターネット上に仮想のネットワークを構築することによって第三者による情報窃取を防ぐ技術であるが、外国からの通信を装うことによって国内で閲覧が禁止されたサイト（後述）を閲覧するためにも用いられる。TwitterやFacebookなど外国のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）やGoogleなどの検索エンジンへのアクセスが禁止されている中国では、インターネット利用者の29%が週に1回以上VPNを使用しており、ロシアでもこの割合が24%に上る（注3）。

2012年以降、ロシアでは連邦通信・情報技術・マスコミ監督庁（以下「ロスコムナゾール」という。）がインターネット上のサイトを監視し、好ましくない内容が含まれている場合には是正命令を出す等の措置を取ってきた。その対象は当初、児童ポルノや過激主義思想の流布等であったが、後に知的財産権の侵害が疑われる場合や、大規模な暴動、過激主義的行動及び違法な街頭行動に対する参加の呼び掛けも含まれるようになった。当該サイトの開設者が是正命令に従わない場合には、ロシア国内からのアクセスが禁止される。また、2014年以降、ロシア国内で営業するインターネット事業者は、事業の開始に当たってロシア連邦政府当局に登録を行った上、インターネット利用者の音声情報、文字情報、画像その他の電子的通信の受信、転送、配信及び処理に関する情報並びに利用者本人に関する情報を、6か月間、ロシア連邦内に保存することが義務付けられた。この規定は外国のインターネット事業者に対しても適用されるため、たとえ外国のインターネットサービス

であっても上記の義務を履行しない限りロシアでのサービス提供は違法となる（注 4）。2016 年以降にはこの規定に従って、米国、日本、中国などの一部インターネットサービスが実際にアクセス制限を受ける事態も生じた。VPN はこうした理由によるアクセス制限を回避する手段であったが、今後は違法アクセス手段として取締り対象となる。

2 取締り手段に関する規定

インターネット規制強化法によって改正された情報法第 15⁸ 条第 2 項によると、VPN の取締りを担当するのはロスコムナゾールである。同庁は、違法アクセス手段のデータベース化した一覧を含む連邦政府情報システムを設置及び運用するとともに、違法アクセス手段用プログラムを公開するサイトのインターネットプロバイダー（以下「プロバイダー」という。）を内務省及び連邦保安庁の要請に従って特定し、違法アクセス手段の所有者（違法アクセス手段をインターネット上で公開している者。以下「所有者」という。）を特定できる情報を提供するように求める通知をプロバイダーに対して送付する。通知を受けたプロバイダーは、当該情報を 3 業務日以内に提供しなければならない（情報法第 15⁸ 条第 3 項）。当該情報を受領したロスコムナゾールは、3 業務日以内に連邦政府情報システムへの接続を求める通知を所有者に対して送付し（同第 4 項）、所有者は通知を受けてから 30 業務日以内に接続を行う（同第 5 項）。ここでいう「接続」の意味は明らかでないものの、後述の規定から判断すると、所有者がこれ以上の違法行為を行わないようロスコムナゾールがオンライン上で常時監視を行うこと等が想定されていると見られる。違法アクセス手段の広告を掲載する検索エンジン事業者にも同様の接続が求められる（同第 6 項）。

違法アクセス手段の所有者は、連邦政府情報システムに接続してから 3 業務日以内に違法アクセス手段を利用できないようにし、その取扱いについてロスコムナゾールの指示に従わなければならない（同第 7 項）。また、違法アクセス手段の広告を掲載する検索エンジン事業者は、連邦政府情報システムに接続してから 3 事業日以内に違法アクセス手段の広告掲載を停止しなければならない。所有者及び検索エンジン事業者がこれらの義務を怠った場合、ロスコムナゾールはこれら所有者及び検索エンジン事業者の関連サイトに対するインターネット上のアクセスを制限する。

その一方、インターネット規制強化法には VPN の使用そのものを禁じる規定はなく、今後の制限がどれだけ実効性のあるものとなるかは明らかでない。

注（インターネット情報は 2017 年 9 月 11 日現在である。）

- (1) Федеральный закон от 2017.7.29. N 276-ФЗ “О внесении изменений в Федеральный закон “Об информации, информационных технологиях и о защите информации.” <<http://kremlin.ru/acts/bank/42170>>
- (2) Федеральный закон от 2006.7.27. N 149-ФЗ “Об информации, информационных технологиях и о защите информации.” <<http://kremlin.ru/acts/bank/24157>>
- (3) “VPN Use and Data Privacy Stats for 2017,” *VPN Mentor*. <<https://www.vpnmentor.com/blog/vpn-use-data-privacy-stats/>>
- (4) インターネット利用制限に関する詳細については以下を参照。小泉悠「ロシアにおける情報安全保障政策とインターネット規制」『外国の立法』No.262, 2014.12, pp.110-117. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8841952_po_02620006.pdf?contentNo=1>